

電子入札システム 「設計図書等に関する質問」に関する注意事項

電子入札における適正な入札執行のため、
「設計図書等に関する質問」に当たっては、以下の点にご留意ください。

I. 質問は、電子入札システム上の
「入札説明書・案件内容に対する質問内容」欄に直接入力する
ことを基本としてください。

II. 質問に当たっては、電子ファイルの添付も可能です。
この際、発注者が様式を添付している場合は、
添付の電子ファイルを使用してください。

III. 質問の題名欄、質問事項欄、質問書（ファイル名、文書等）
に、特定の企業名や個人名（質問者名を含む）を記入しない
でください。
記入があった場合、質問にはお答えできないとともに、
その質問者の入札は無効としますのでご注意ください。